

ユーカリが丘つばさ子供会会則

（前 文）

ユーカリが丘つばさ子供会と育成会は、会の円滑な運営と活発な活動を図るため、子供会、育成会は一丁目全体を対象に会を組成するものとします。

（会 の 名 前）

第1条 わたしたちの会は、ユーカリが丘つばさ子供会とよびます。

（対 象）

第2条 わたしたちの会は、ユーカリが丘一丁目に住んでいる子供をもってメンバーとします。

（仕 組）

第3条 わたしたちの会は、ブロックを編成しメンバーはいずれかのブロックに所属し、さらに班を作り、活動します。

（目 的）

第4条 わたしたちの会は、次のことを目的とします。
遊びや活動を通して、大きな子、小さな子がそれぞれの能力を発揮します。

（事 業）

第5条 わたしたちの会は、目的を達成するために色々な活動を行います。

（役 員）

第6条 わたしたちの会は、次ぎの役員をおき任期は1年とします。ただし再任は妨げません。

1. 会長
2. 副会長
3. 書記
4. 会計
5. ブロック長

（役員の任務）

第7条 わたしたちの役員は次ぎの任務をします。

1. 会長は、この会を代表し、まとめ役となります。
2. 副会長は、会長を助け、時には会長の代理をします。
3. 書記は主に子供会の回覧を作ります。
4. 役員会により子供会の事業を考え、すすめます。

（役員の選出）

第8条 わたしたちの会は、総会で選出します。

（会 議）

第9条 わたしたちの会は、総会と役員会の会議をもちます。

（議 決）

第10条 わたしたちの会の議決は、出席メンバーの過半数をもって議決します。

(経 費)

第11条 わたしたちの会の経費は次によってまかいます。

- 1.自治会の助成金
- 2.資源の回収代金
- 3.行事による参加費の徴収金
- 4.その他

(会 計)

第12条 わたしたちの会の、会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日で終わります。

(会則の変更)

第13条 わたしたちの会の会則は、総会であらためることができます。

(附 則)

- 1.この会の会則は平成3年3月6日より施行する。
- 2.子供の範囲は、今年度の小学生とする。
- 3.子供の範囲は、その年の育成者に一任する。